

介護保険 要介護認定申請の方法について(説明)

要介護認定申請をされる皆様へ

袋井市役所 保険課介護保険係

I 申請対象者

現在、介護が必要な方（要介護又は要支援の状態）で次の方

- 1 第1号被保険者（65歳以上の方）
- 2 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方で次の特定疾病に該当する方）

【特定疾病の種類：16疾病が指定されています。

特定疾病の種類：16疾病が指定されています。

1. がん（がん末期）
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症
4. 後縦靭帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

II 申請の方法

なお、申請書の提出と「主治医意見書」の作成依頼の順序はどちらが先でも結構です。

1 申請書の提出について

介護保険認定申請書は、「記入例」を参考にご記入の上、下記のを添えて、保険課介護保険係、はくとふるプラザ袋井又は浅羽支所市民サービス課市民サービス係へ提出してください。

【認定申請に必要なもの】

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 調査日程について
- 健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合：40～64歳までの方）
- 受給者証（公費負担医療の受給者の場合）

2 「主治医意見書」の作成依頼について

申請書を受け取ったら、主治医（医療機関）に「主治医意見書」の作成を依頼してください。（主治医がない方は、市へ御相談ください。）

(1) 主治医（医療機関）が袋井市内の場合

「主治医意見書」の作成用紙は、各主治医（医療機関）へ事前に市から配布してあります。各主治医（医療機関）の受付窓口にて介護保険の「主治医意見書」の作成を依頼してください。

(2) 主治医（医療機関）が袋井市外（磐田市、掛川市等）の場合

袋井市の「主治医意見書」の作成用紙は、主治医（医療機関）に配布していませんので、保険課介護保険係、はとふるプラザ袋井または、浅羽支所市民サービス課市民サービス係で「主治医意見書」の作成用紙をお受け取りください。

作成用紙は、一式セットにして封筒に入れてお渡ししますので、お手数ですが、封筒一式を各主治医（医療機関）へお持ちになって「主治医意見書」作成を依頼してください。

【 注 意 】

ア 主治医（医療機関）によって作成依頼の受付方法が異なりますので、受付方法については、主治医（医療機関）へお尋ねください。

イ 「主治医意見書」作成に係る費用は市が主治医（医療機関）へ直接支払いしますので、認定申請の申請者が支払う自己負担はありません。

ウ 「主治医意見書」作成の際、医療が必要な場合は、医療保険証を提出し受診してください。（医療保険での受診があった場合は、医療保険の自己負担が必要になります。）

3 訪問調査の実施について

申請手続きが終わると、訪問調査員が訪問調査にお伺いします。

調査には、ご本人の日頃の様子がわかるご家族等の立ち会いをお願いします。

申請書類と一緒にご提出いただいた「調査日程について」を参考に、訪問調査日を決めさせていただきます。

4 その他

(1) 介護保険資格者証（暫定被保険者証）について

申請の際、介護保険被保険者証を提出していただくと、介護保険資格者証（暫定被保険者証）を代わりに交付します。この用紙は、申請時に提出いただいた介護保険被保険者証と同様の内容を表示したもので、審査後介護保険被保険者証を認定結果通知と一緒に交付させていただくまでの間、介護保険被保険者証の代わりとなるものですので大切に保管してください。

(2) 認定審査について

審査は、「主治医意見書」が主治医（医療機関）から市へ提出され、訪問調査が終わった方から行います。

(3) 認定結果の通知について

認定結果の通知は、申請日から原則として30日以内に行うこととなっておりますが、調査・主治医意見書の提出・審査等の状況によっては、30日以内に認定結果をお知らせできない場合があります。その場合は、介護認定・要支援延期等通知書をお送りし、認定が遅れることをお知らせします。

(4) 認定の有効期間について

ア 新規認定の場合

申請の日から原則6ヶ月です。

イ 更新申請の場合

前回の有効期間の満了の日の翌日から原則6ヶ月～12ヶ月ですが、場合によっては、**最長で48ヶ月に延長**される場合もあります。

(5) 認定の更新について

次回の認定の更新申請は、有効期間満了の60日前から行うことができます。訪問調査の日程等の都合もありますので、なるべく30日前までに手続きをしてください。

(更新手続きの時期には、更新手続きのご案内をします。)

なお、心身の状態が変化した場合は、随時区分変更の申請を行うことができます。

(6) サービスの利用について

ア 要支援1・2の認定を受けた方

在宅サービス(訪問介護・訪問入浴介護・デイサービス・ショートステイ等)の利用ができます。

イ 要介護の認定を受けた方

在宅サービス又は施設サービスの利用ができます。

新たに在宅サービスを受けられる場合は、「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出等の手続きが必要となります。

(7) その他

認定結果に不服のある場合の手続きやサービス利用の手続きについては、認定結果と併せてお知らせします。

※ その他ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

郵便番号 : 437-8666

所在地 : 袋井市新屋一丁目1番地の1

担当 : 保険課介護保険係

電話番号 : 0538-44-3152

FAX番号 : 0538-43-6285